

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 健康福祉本部母子保健福祉課

法令名	児 童 福 祉 法			法令番号	昭和22年 法律164号							
手続名	小児慢性特定疾病児童等に対する医療の給付の決定			根拠条項	第19条の3							
審 査 基 準	<p>児童福祉法第6条の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第2項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成26年12月18日 厚労告475）に基づいて審査する。</p>											
	受付 機関	各保健福祉事務 所	処理 機関	母子保健福祉課	交付 機関	母子保健福祉課	<table border="1"> <tr> <td>標準処理期間</td> <td>50日</td> </tr> <tr> <td>標準経由期間</td> <td>4日</td> </tr> </table>	標準処理期間	50日	標準経由期間	4日	目次
標準処理期間	50日											
標準経由期間	4日											